

市民後見人候補者養成研修について

1 説明会・養成研修について

	配信期間	内容
説明会	6月10日(金)～24日(金)	市民後見人の役割や養成研修の内容等をご説明します。
YouTube 配信(録画)	配信の視聴が困難な方に限り、来場を可とします。 日時 6月7日(火) 午前10時～正午 会場 名古屋市総合社会福祉会館7階 研修室	
養成研修 YouTube 配信(録画) または Zoom 配信(ライブ)	7月1日(金)～	現場経験豊富な多様な講師陣をお招きして、法律や医療、福祉に関する内容を学んでいただきます。 (基礎講習20時間・実務講習30時間)

以下の条件を満たす方ならどなたでもお申込みいただけます。

- 名古屋市在住の方
 - 年齢が30歳以上68歳以下の方(令和4年6月1日時点)
 - 市民後見人の活動に興味のある方
 - インターネット環境とメールアドレス、端末(パソコン、タブレット等)をご準備できる方。
- ★説明会を受講した方が養成研修に申込みことができます。
- ★なお、市民後見人候補者をを目指す方は、さらに下記の条件を満たし、レポート及び面談等の選考を経て、実務講習に進みます。

2 市民後見人候補者をを目指す方についての応募資格

- (1) 基礎講習に参加し、研修の趣旨や選考の意義、市民後見人の役割を理解いただいた方
- (2) 市民後見人活動に対する熱意を持ち、成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という)としての活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること。
- (3) 名古屋市内の事案を受任可能な方。
- (4) 原則、すべての講習に参加できる方。
- (5) 原則、親族以外の後見人等になっていないこと。
- (6) 原則、親族以外の任意後見受任者や任意後見人になっていないこと。
- (7) 後見業務の養成研修を有する団体に所属していない方。

(8) 次の後見人等の欠格事項に該当しないこと。

- ① 禁治産宣告、準禁治産宣告を受けた者
- ② 成年後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任審判を受けた者
- ③ 破産者
- ④ 裁判所で罷免された法定代理人・保佐人・補助人

3 定員

・説明会 なし

※ただし、来場者の定員は50名とします。

・養成研修 50名

※ 申込多数の場合は抽選となります。

なお、申込者数が定員内でも、応募資格等を満たさない方は受講できません。

4 申込方法

Google フォームからお申込みください。 <https://forms.gle/fCUVtGs4yqdTYggF9>

Google フォームの入力が難しい方は、チラシ裏面の「市民後見人候補者養成研修 説明会参加申込書」に必要事項を記入し、郵送またはFAXにてお申し込みください。

6月2日(木) 必着

※養成研修の申込方法につきましては、説明会に参加された方に別途ご案内いたします。

5 受講方法

後日メールアドレスあてに配信のご案内をお送りします（説明会来場者を除く）。

6 受講料

養成研修のすべての課程（基礎・実務講習）は無料です。

ただし、インターネット通信費や一部資料印刷代等は自己負担となります。

7 基礎講習カリキュラム

<主な内容>

- ・市民後見人の理念や法律の基礎知識
- ・認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の理解
- ・高齢者・障害者を支える制度
- ・後見人が行う身上保護と財産管理
- ・演習(事例検討)

8 実務講習カリキュラム

<主な内容>

- ・市民後見人の責任と役割
- ・後見業務の実際
- ・医療現場での権利擁護
- ・高齢者・障害者虐待、障害者差別の実情と支援
- ・市民後見人活動報告
- ・演習(事例検討)

市民後見人候補者養成研修に関する Q & A

- Q1 養成研修を受けると、何か資格が得られるのですか？
- Q2 市民後見人が支援する方（被後見人）はどのような方ですか？
- Q3 市民後見人活動で報酬や実費の補償はありますか？
- Q4 「身上保護」とはどのような業務ですか？
- Q5 市民後見人の業務は、どのくらいの時間が必要ですか？
仕事をしていても、受任は可能ですか？
- Q6 市民後見人サポート委員会とは？
- Q7 市民後見人候補者になるための選考とはどのような内容ですか？



Q1 養成研修を受けると、何か資格が得られるのですか？

A1

この養成研修を受講したことによって「資格」が得られたり、「研修修了者」として特別な業務を担えるというものではありません。

もともと、後見人等となるための特別な資格はなく、以下の欠格事由に該当しない者が条件で、本人の健康・生活または財産の状況や、後見人等の職業・経歴、本人との利害関係の有無、さらに本人の意見等といった様々な事情を考慮して家庭裁判所が選任します。[民法第843条より]

後見人の欠格事由 [民法第847条]

次に掲げる者は、後見人となることができない

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

※本人と利益相反関係にある者も原則的に選任されません。

Q2 市民後見人が支援する方（被後見人）はどのような方ですか？

A2

市民後見人が支援する方（被後見人）については、身上保護中心の安定した状況の方です。

あんしんセンター職員が本人や関係機関と面談し状況確認のうえ、市民後見人受任が適当か判断する「市民後見人サポート委員会」で最終的に判断をします。市民後見人とともに本会が成年後見監督人として就任し、市民後見人の活動をサポートします。

項目	本人状況
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの
居住状況	安定的な居住(在宅・施設)が確保されているもの
生活状況	身上保護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの

Q3 市民後見人活動で報酬や実費の補償はありますか？

A3

名古屋市の市民後見人活動は、無報酬のボランティア活動です。家庭裁判所への報酬付与の申立てを行いません。

市民後見人が後見事務を行う際に発生する交通費や通信費等の「実費」については本人（被後見人）の財産の中から支出することができます。 [民法第861条第2項より]

領収書等によって支出の根拠を示すものがある場合には、一定期間での精算を行います。

事前に必要最低限の金額を出金しておき、その中から精算する方法もあります。

なお、領収書等の根拠がないもの（電話代やガソリン代等）については、センターが定めた基準を用いて計算し本人財産から支出することができます。

Q4 「身上保護」とはどのような業務ですか？

A4

民法では、成年後見人の職務について以下のように定められています。

成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮 [民法第858条]

後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

条文にあるように生活や療養看護に関することを「身上保護」と言います。

本人を見守るなかで、心身の状態や生活状況を把握し、本人の意思も尊重しながら生活に必要な事項を手配して契約したりすることです。

《身上保護の例》

- ①介護保険等の社会保険給付の利用手続き
- ②老人ホーム等の施設の入退所、在宅介護等の福祉サービスの契約締結、費用の支払い等
- ③受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払い等
- ④マンション等、本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払い、医師から治療法等の説明を受ける際の同席
- ⑤教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払い等

※以下のものは身上保護に含まれません

- ・毎日の買い物、食事の支度、部屋の片づけ、身体介護などの事実行為
- ・入院や施設入所の際の身元保証、身元引受人
- ・マンション等入居時の賃貸契約保証人
- ・病気やけがの治療や手術、臓器提供についての同意
- ・本人の本質的意思が必要な権利（遺言・養子縁組・認知・結婚・離婚等）

Q5 市民後見人の業務は、どのくらいの時間が必要ですか？
仕事をしても、受任は可能ですか？

A5

本人の状況・状態により、後見業務にかかる時間・頻度は異なりますが、市民後見人は見守りが中心となる後見業務が想定されるので、週1回から月に2、3回程度は本人のもとを訪ねることになると考えられます。

安定した状態であれば、本人の意向・生活状況の確認、心身の状態把握、必要な金銭のお届け等 1～2時間程度の活動になります。

後見業務は平日に限定されませんので、仕事をしても受任は可能です。仕事をしながら、市民後見活動をしている方もいます。ただし、後見人の選任時や就任直後は、銀行等との調整が必要となり、1か月間で3日間程度平日の活動が必要となります。また、本人の状態・状況の急変時には対応が必要となる場合もあります。

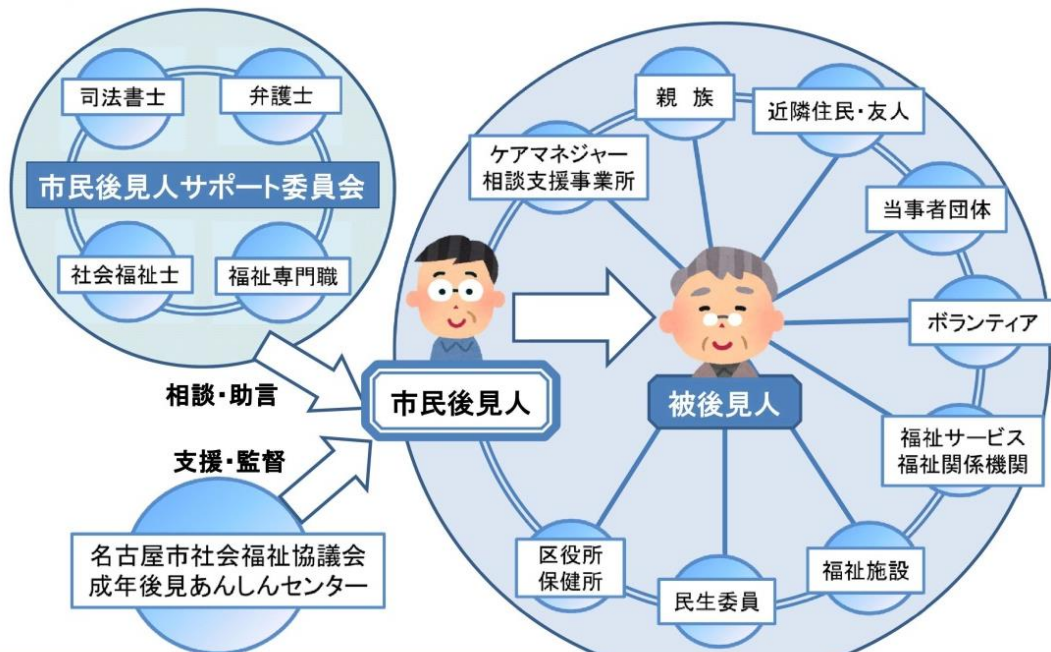
※ 市民後見人の病気やケガ、その他の止むを得ない事情により一時的に後見業務を行えない場合には、本会が成年後見監督人として必要最小限の後見業務を代理して行うことが可能です。

Q6 市民後見人サポート委員会とは？

A6

市民後見人サポート委員会は、市民後見人の選考や受任調整について協議し、また市民後見人の養成・活動についても円滑に実施ができるよう支援をします。難しい問題や困ったことがあった場合は、サポート委員会の委員の専門家（大学教授や弁護士等）のアドバイスを受けることができます。

被後見人を支えるネットワークと市民後見人のバックアップ体制



養成：市民後見人候補者養成研修、フォローアップ研修の開催
支援：市民後見人の相談（24時間体制）、貸金庫提供、保険加入など
監督：定期的な財産管理チェックや重要行為の同意など

支援者ネットワーク

Q7 市民後見人候補者になるための選考とはどのような内容ですか？

A7

養成研修のなかでは、2回の選考があります。
それぞれの段階ごとに以下のような対応になります。

選考の内容	選考方法
① 第1次選考 実務講習受講のための選考	書類選考・面談・レポート課題
② 最終選考 市民後見人候補者バンク登録 のための選考	面談・レポート課題

※ 各選考については「市民後見人サポート委員会」が決定します。